

## 所定フォーマットによる検査証明取得可能医療機関について

令和3年1月8日  
在パナマ日本国大使館

1 既にご案内しているとおり、1月8日付で日本政府は新たな水際対策として、日本人を含む全ての入国者に対して、出国前陰性証明の提出を求めることを発表しました。

2 厚生労働省は、陰性証明の要件として[所定フォーマット](#)の使用推奨を同省HPにて言及しています。8日現在、同フォーマットへの記入・署名が可能としている当国における医療機関として、以下の機関を当館は確認していますので、お知らせします。

- (1) 医師名 : Dr. Alfred Martiz F.
- (2) 医療機関名 : Consultorios Médicos Paitilla
- (3) 住所 : 3er. Piso Sur. Consultorio No.329
- (4) 連絡先
  - 代表 : 263-7977 Ext. 2365
  - Tel/Fax (直通) : 206-2418
  - E-mail : alfredomartiz@outlook.com

なお、当館として上記機関の利用を推奨しているわけではありませんので、ご留意願います。

以上